



## 電通の違法残業事件に罰金判決！ 職場から36交渉をつくりあげよう！！

### 法人としての電通に、求刑通り判決！

10月6日簡易裁判所は、広告大手電通の違法残業事件に対して、法人としての電通に「違法な長時間労働が常態化していた」として、求刑どおり罰金50万円の判決を言い渡しました。判決では、「日本を代表する企業として労働環境の適正化に取り組む立場にありながら、違法な時間外労働が常態化していた。」「労働基準監督署から相次いで是正勧告を受けながら、会社の利益を目的に、形式的な違法状態解消策に終始した。」と厳しく指摘しています。

当初は検察が略式起訴手続きを求めましたが、簡易裁判所が「不相当」として、公開の法廷で審理することを決定し公判を迎えました。電通社長は、法廷の審理で証言に立ち「過重労働を撲滅する」と誓い、また閉廷後には「判決を厳粛に受け止め、責任の重大さを改めて痛感している」と述べました。電通では、1991年にも入社2年目男性社員の過労自殺が発生しており、長時間労働の撲滅に向けた社会的高まりの中で、企業は労働時間を正確に把握し、二度と過労自殺を出してはならない！との強いメッセージを企業に向けて発した判決であると言えます。

### どんな立派な仕事をしていたとしても、労基法違反は犯罪！

高橋まつりさんが自殺する2か月前の勤務実態には、出退勤時刻と入退館時刻に大きなズレがありました。このズレについて「社内飲食」「懇談」等々、また休日の出勤記録がない日には「私的情報収集」「自己啓発」等々と記載され、上司の指示のもと違法残業をし、自殺する前月にはうつ病を発症したとみられています。高橋まつりさんの母幸美さんは、簡易裁判所の判決を受け「どんなに立派な仕事をしていたとしても、労働基準法違反は許されない犯罪です」と、娘を亡くした無念の思いを込め、声を震わせて訴えました。

企業による長時間労働は、労働者の命や人格までも支配し、人間支配関係の「牛馬化」をもたらします。私たちは、過労死遺族の「命より大切な仕事はない」との叫びを忘れることなく、自らの労働実態や労働の意義を振り返る必要があります。高橋さんの代理人弁護士である川人博さんは、東労組の政経フォーラムで「人権を蹂躪するような労働をさせている会社では全体的に遵法精神がなくなり問題が発生する。これは企業の病理現象であり、こういう会社は存続せず、いつかは滅びる。」と述べました。長時間労働は、36協定違反や賃金不払い労働をはじめとした労基法違反などの温床ともなり、労働者の健康や私生活を破壊するばかりか企業の崩壊をも招く、との警告を胸に刻みたいと思います。

東京地本は、これから36交渉に入ります。東京支社内のすべての系統の時間外労働時間が一向に縮減されない中、36協定違反、労基法違反、総超勤時間の増など、多くの課題が発生しています。職場で発生している問題を声に出して、地本・支部・分会が一体となって、36交渉をつくりあげましょう！

以上